令和８年４月１日

お客さま本位の業務運営に関する方針（FD 方針）

一般社団法人栃木県医師会

一般社団法人栃木県医師会（以下、「当会」）は、医療に従事する会員の皆さまを支える団体として、金融庁が定める「顧客本位の業務運営に関する原則」に基づき、会員の皆さまの最善の利益を追求する保険代理店業務を実践することを宣言します。

１．お客様本位の業務運営　（原則１）

当会は、お客さまの立場に立ち、誠実かつ公正に保険代理店業務を行います。
お客さまの取り巻くリスクを十分に理解し、お客さま本位の業務運営を行います。
＜アクションプラン＞
・お客様（医療機関）の規模等を確認したうえで保険提案を行います。
・不要な補償の付加や過度な保険加入を勧めません。

２．お客様の最善の利益の追求　（原則２）

当会は、お客さまの実情やニーズを的確に把握し、必要性・合理性の高い商品の提供に努めます。
＜アクションプラン＞
・お客様（医療機関）の実態に即した補償内容を提案します。
・団体扱い制度がある場合は、仕組みとメリット・留意点を説明します。

３．利益相反の適切な管理　（原則３）

当会は、保険会社から受領する手数料等により会員の利益が不当に害されることのないよう、利益相反の管理に努めます。
商品選定にあたっては、手数料水準のみを基準とせず、お客さまにとっての有用性を重視します。
＜アクションプラン＞
・お客さまのニーズに合った最適なプランを提供し、商品選定理由を、補償内容の観点から適切に説明します。

４．重要な情報の分かりやすい提供　（原則５）

当会は、お客さまに対して保険商品の内容、補償範囲、免責事項、保険料、解約時の取り扱い等について、重要な情報を十分に提供します。
保険商品について、分かりやすいパンフレットの作成をします。
＜アクションプラン＞
・高齢会員や IT に不慣れな方にも配慮した資料作成および説明方法を追求します。
・事故発生時の対応の流れや更新手続きの説明資料の整備をします。

５．お客さまにふさわしいサービスの提供　（原則６）

当会は、お客さまに適切な保険商品をお選びいただけるよう、幅広くかつ高品質な商品の充実に努めます。
＜アクションプラン＞
・医療施設の状況の変化に応じた適切な商品を提供します。
・お客様からの事故対応の照会に対し、進捗状況のスムーズな連携をします。

６．従業員教育・研修の推進　（原則７）

当会は、本方針の趣旨を従業員に周知徹底し、保険業務に関する知識およびスキルの向上に努めます。
＜アクションプラン＞
・保険募集人研修（法令・商品等）を定期的に実施します。
・業務手続きフローの柔軟な見直しをします。